

# 中東情勢等を踏まえた対応と 中小企業・小規模事業者向け支援について

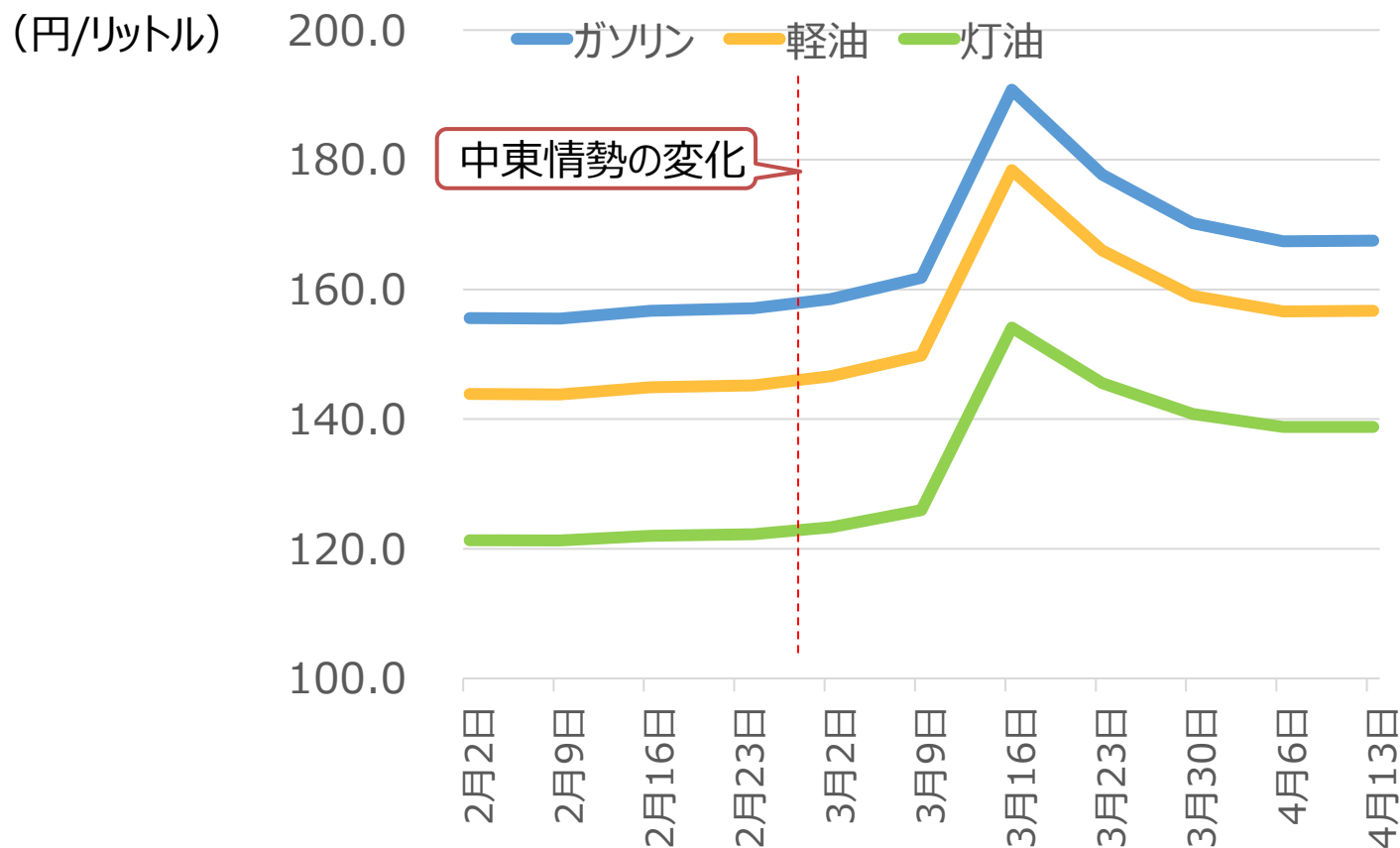
令和8年4月24日  
九州経済産業局

# **1.中東情勢等を踏まえた対応**

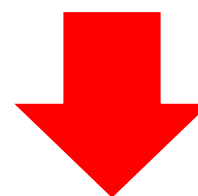
# 緊急的な激変緩和措置について

- 緊急的な激変緩和措置を3月19日（木）から実施。
- ガソリン小売価格を全国平均で1リッター当たり170円程度に抑制するための補助を実施。  
軽油、灯油、重油はガソリンと同額、航空機燃料はその4割を補助。
- これにより、制度開始前の16日（月）に190.8円であったガソリンの全国平均小売価格は、170円程度、軽油、灯油もそれぞれ157円程度、139円程度の水準に低下。

ガソリン/軽油/灯油 全国平均価格推移



3月16日（月）  
ガソリン 190.8円  
軽油 178.4円  
灯油 154.1円



ガソリン 170円程度  
軽油 157円程度  
灯油 139円程度  
の水準

# 原油の代替調達の現時点の見通し

- ホルムズ海峡の代替ルートでの調達に最大限注力。
- 中東や米国等からの調達で、現時点で、4月に前年実績比で2割以上、5月には過半の代替調達に目途。特に、米国からは、5月に前年比4倍まで調達を拡大。
- 代替調達率を更に引き上げるべく、産油国への働きかけなど官民連携した取組を強化。

## 原油の代替調達の現時点の見通し



(注1) 4月6日時点。契約手続きが未了分を含む。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じうる。

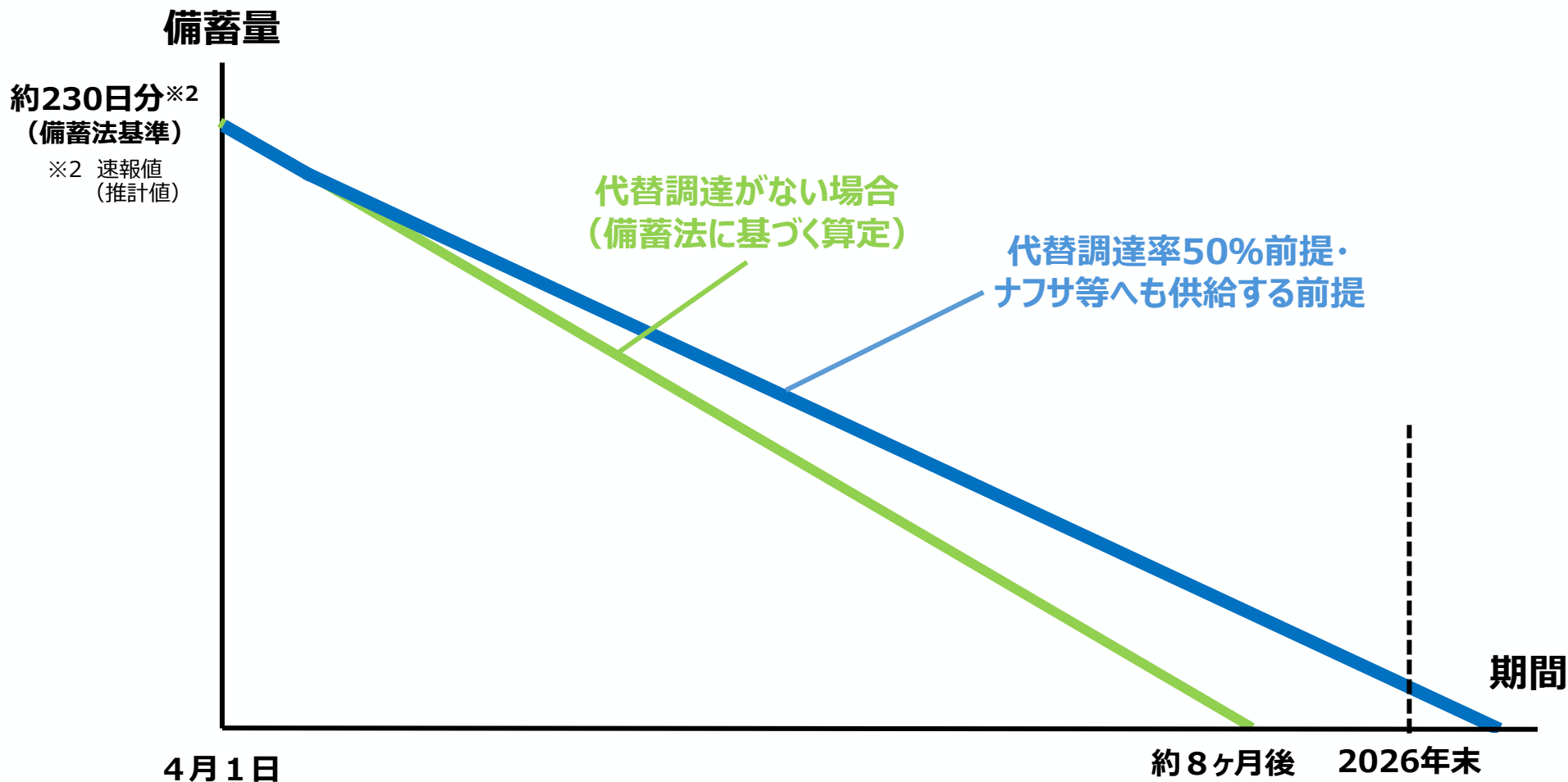
(注2) 上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

(出所)中東情勢に関する関係閣僚会議資料

# 石油の需給見通し

- 原油の代替調達の結果、**備蓄放出量を抑えつつ、年を越えて、石油※1の供給を確保できる目途**がついたところ。

※1:ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続する前提



# 国家備蓄原油の放出（第二弾）

- **5月上旬以降、新たに、国家備蓄原油を約20日分※放出。**代替調達の進展により、放出日数を抑制。民間備蓄義務量（55日分）は維持。

※代替調達率は、輸送上のリスクが顕在化しても備蓄放出で対応できるよう、保守的に4割と設定。

- **ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続し、安定供給に万全を期す。**

## 備蓄放出のスケジュール

3/11（水）

➤ 総理による備蓄放出方針の発表

- 国家備蓄原油の30日分の放出
- 民間備蓄原油の15日分の放出
- 産油国共同備蓄の放出

3/16（月）

➤ 民間備蓄原油の放出を開始（15日分）

➤ 国家備蓄放出の決定

3/26（木）

➤ 国家備蓄原油の第一弾放出開始（30日分）

➤ 産油国共同備蓄の放出開始（約6日分）

5月上旬～

➤ 国家備蓄原油の第二弾放出開始（約20日分）

## 5月の調達見込み

国家備蓄放出  
約20日分※

+

代替調達

(出所)中東情勢に関する関係閣僚会議資料

※ 日数はいずれも備蓄法基準。燃料油が算定の対象であり、ナフサ等への供給分は算定に含まない（IEAの考え方と同様）。

# 石油の流通円滑化対策の強化

- 日本全体の石油供給は足りているが、流通段階で目詰まりが発生しているため、対策を一層強化。

①政府の重要物資タスクフォースの要請に基づき、重要施設向けには元売から直接販売。

②元売から卸事業者向け販売は、系列・非系列にかかわらず、前年同月比同量を基本とするよう、大手元売事業者に要請。加えて、大手卸売事業者にも、これに準じた要請を実施。

## 石油の流通円滑化対策

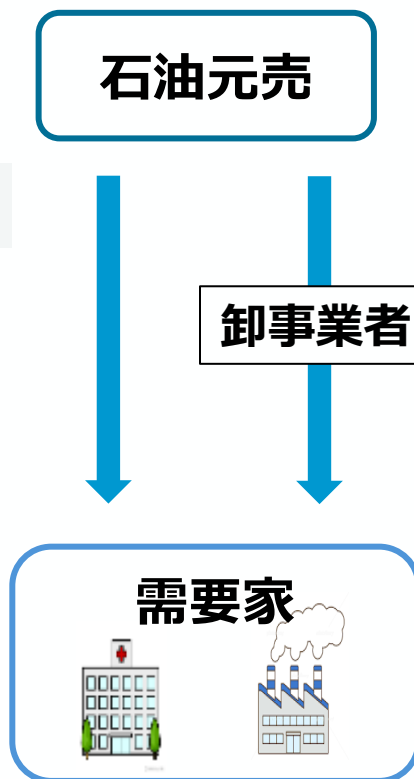
### ①直接販売ルート新設

- 政府のタスクフォースが認めた重要施設（医療・交通・公共サービス・農業・水産業・畜産業・重要物資の製造業等）向けは元売が直売

石油元売

卸事業者

需要家



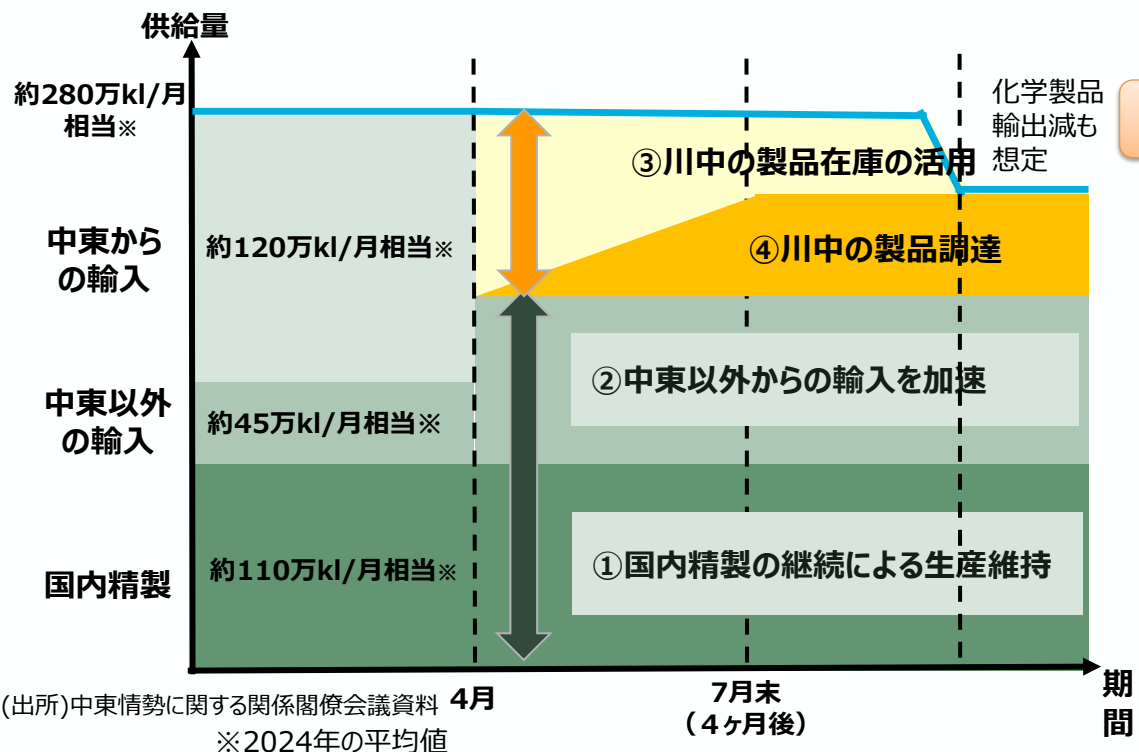
### ②流通段階の対策強化

- 前年同月比で同量の販売が基本

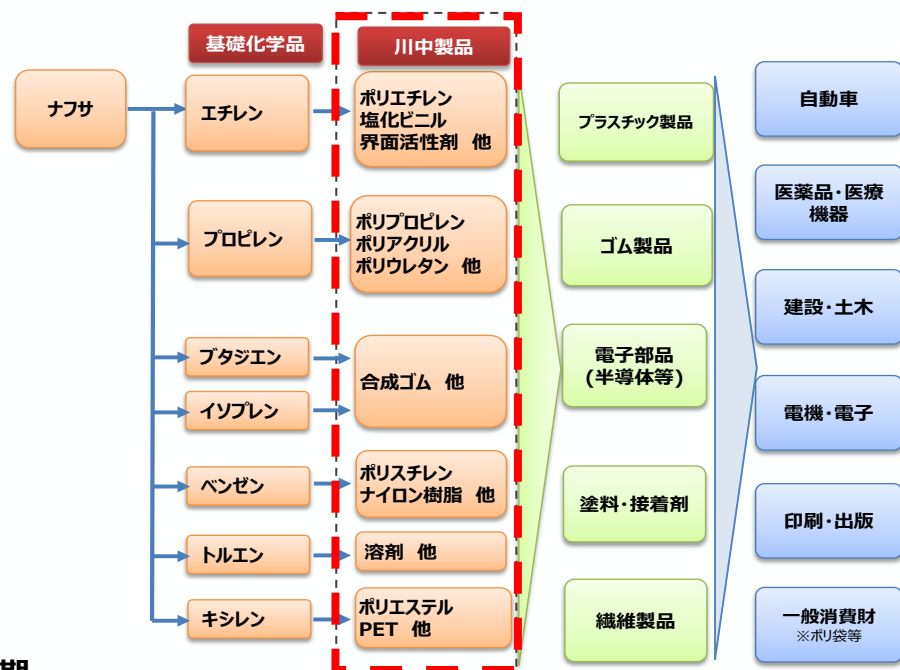
# ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 既に調達済みの輸入ナフサと国内での精製との2ヶ月分と、川中製品の在庫2ヶ月分（ナフサ精製が仮にゼロであっても需要を満たす供給ができる期間）で、少なくとも国内需要4ヶ月分を確保。
- 足下では、①原料のナフサの国内精製の継続（約110万kl/月相当）に加え、②中東以外からの輸入を加速（約45→90万kl/月）。これにより、③川中製品在庫（2ヶ月分）の取り崩し量は減り、在庫を活用できる期間を半年以上に延伸。
- さらに、④川中製品について、世界から新たな調達を強化。

## 化学製品の供給見通し（ナフサ相当ベース）

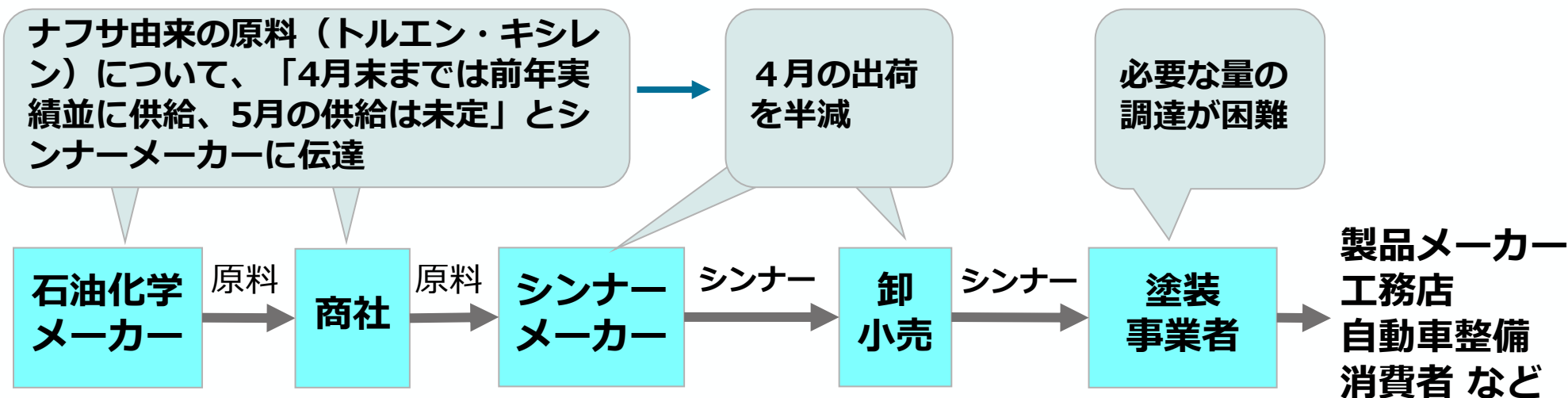


## 川中の製品在庫（2ヶ月分）



※各川中製品によって製品在庫の期間は異なるため、

# シンナーのサプライチェーン（国内有力メーカーの例）



- ➡ サプライチェーン間で原料の供給見通しを共有することで解消済み。
- ➡ この事例のようにシンナーの供給量を回復するため以下の要請を実施。

## <経済産業省からシンナー等関係事業者に対する要請(4月13日) (抜粋)>

川上側の石油化学企業において、シンナー原料となるトルエンやキシレンについて、国内向け供給は前年実績並に継続されている状況にあります。

原料調達に課題が生じている場合には、それ自体を理由に即座に生産を抑制するのではなく、速やかに経済産業省又は関係事業者にご相談頂くようお願いいたします。

個別具体的な調査の上、当該シンナー製造事業者に対して原料が確実に行き届くよう、サプライチェーン上の調整を行ってまいります。

## 要請等を踏まえたシンナーメーカーの対応状況

- 主なシンナーメーカーは、先月末時点では、川下に対し、（実績比50%など）出荷制限をかけていたが、ナフサ調達見通しの改善に加え、今般の経産省要請及び4/14の大臣説明を踏まえ、サプライチェーン間のコミュニケーションを密にし、基本的に実績並の出荷に方針転換。
- ただし、一部の原料を必要とする塗料（現在、川中在庫で手当て中）については、今般の中東情勢の緊迫化とは関係なく以前から予定されていた定期修理からの製造プラントの再稼働状況（今月下旬の予定）を要フォロー。
- 引き続き、実績並の出荷量（月平均3.2万ト）への回復状況を粘り強く確認・支援。

## シンナー等の供給確保に向けた取組事例

- ① 商社が、シンナー原料を輸入し、供給量を確保。
- ② 塗装事業者が、新規ルートでの卸・小売から調達。
- ③ 最終ユーザーの製品メーカー（電気製品）が、中小の塗装事業者や卸・小売分も含めてシンナーを共同調達。

国民の皆様のお困りごとと一件一件にきめ細かく、迅速に対応し、供給の偏り・流通の目詰まりを解消しています

## 分野

## 解消事例

### 医療

- ・ 機器メーカーや医療機関での滅菌に必要な酸化エチレンガスを供給（全国規模）
- ・ 重い心不全の患者の心臓を補助する特殊なカテーテルを供給（全国規模）
- ・ 効率的に薬剤投与が行える注射器のシリンジ（筒の部分）を供給（全国規模）
- ・ 低出生体重児の栄養補給に必須である小児用カテーテルのためのA重油を供給（全国規模）
- ・ 医療機関で用いる消毒液（イソプロパノール）を供給（全国規模）
- ・ 人工透析用の血液浄化器（ダイアライザー）を供給（全国規模）
- ・ 人工透析用の注射針を供給（全国規模）
- ・ 献血バッグを供給（全国規模）
- ・ 採血管をまとめる袋を供給（全国規模）
- ・ 病院などで使うリネンシートをクリーニングするためのA重油を確保（岡山）
- ・ 病院の調理場、ガス滅菌、エアコン等に使用するボイラー燃料のA重油を確保（北海道、長野）
- ・ 消毒薬や軟膏剤などの製造場で使用する重油を確保（埼玉）

## 分野

## 解消事例

## 交通・通信

- ・バス・トラックの軽油を確保（三重、京都、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島）
- ・旅客船の軽油を確保（新潟、熊本、長崎）
- ・海底ケーブル敷設船の燃料となるA重油を確保（関東地方）

## 食品

- ・乳製品工場（脱脂粉乳製造工場）でA重油を確保（岩手）
- ・豆腐製造事業者でA重油を確保（兵庫）
- ・豆腐製造事業者で豆腐を入れる容器を確保（新潟）

## 環境・衛生

- ・下水処理場での運転に必要なA重油を確保（栃木、神奈川、兵庫）
- ・ごみ焼却施設で使用するA重油を確保（三重）
- ・廃油回収業者が使用するトラックの潤滑油を確保（千葉）

## 建設

- ・シンナー原料を輸入し、供給量を確保（東京）
- ・塗装用のシンナーを新規ルートで確保（鳥取）

## 製造

- ・電線の製造で使用する重油を確保（富山）
- ・自動車・自動車部品塗装に使用するシンナーを確保（愛知）

## 教育

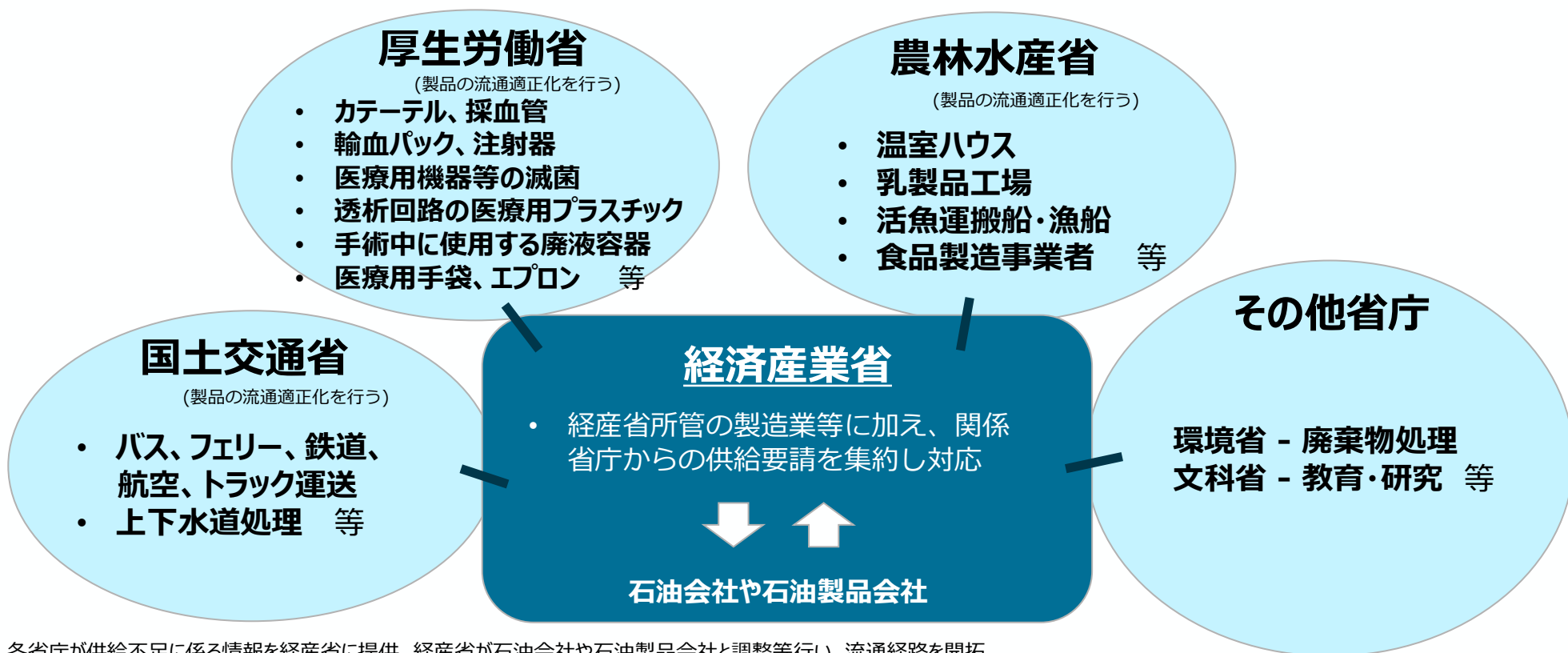
- ・学校給食の調理に必要なボイラー用重油を確保（兵庫、三重）

※上記に加え、「元売からの燃料の直接販売」により、燃料供給が決まった案件あり。

※下線は、4月9日時点からの更新箇所

# 10. 供給支援に向けた関係省庁との体制構築

- 国民の皆様の命と暮らしを守るという観点から、高市総理の指示を踏まえ、工業のみならず農業、医療等に関係するものも含むサプライチェーン全体について対応方針を取りまとめる。
- 人命に関わるものを最優先に、ひとつひとつ迅速かつ丁寧に解決につなげていく。



※ 各省庁が供給不足に係る情報を経産省に提供。経産省が石油会社や石油製品会社と調整等を行い、流通経路を開拓。

## **2. 中小企業・小規模事業者向け支援**

# 「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」の設置

- 全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地域本部及び各地方経済産業局 1,053カ所に設置されている「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に令和8年3月23日付で拡充。困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受付中。



## 九州管内の特別相談窓口

支援機関	窓口数
日本政策金融公庫	25
商工中金	10
信用保証協会	7
商工会議所	74
商工会連合会	7
中小企業団体中央会	7
よろず支援拠点	7

# 「中東情勢関連対策ポータル」の設置

- 九州経済産業局ホームページ上に、2026年4月2日に「中東情勢関連対策ポータル」を設置し、今般の中東情勢の影響を受ける燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供を受付。いただいた情報は、本省に提供し、メーカー等への供給要請につなげている。

## 燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供の受付について

### 1. 連絡先

九州経済産業局 総務企画部 総務課

メールアドレス bzl-kyu-middleeast★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください

### 2. 情報提供いただく内容

事業者名、電話番号、契約状況（油種、数量、価格、契約期間等）、今後の調達見込みなど

### 3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、本省及び関係機関とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、確認をさせていただきます場合があります。

## 中東情勢関連情報について【経済産業省】

▶ [中東情勢関連対策ワンストップポータル（経済産業省）](#)

▶ [中東情勢の変化に伴う中小企業・小規模事業者向け支援](#)

## 中東情勢関連情報について【その他省庁】

▶ [燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口の設置について（九州農政局）](#)

## お問合せ先

九州経済産業局 総務企画部 総務課

担当者：樋口、中村、小副川

メール： bzl-kyu-middleeast★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。



# セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

## 対象者

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

## 対象要件

- 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等  
→ **特別相談窓口が設置された災害・事象**による影響を受けた場合、**数値要件を満たさず**とも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

## 制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円  
国民生活事業：7,200万円
- 貸付期間 設備資金20年以内、運転資金10年以内
- 据置期間 3年以内
- 貸付利率 基準利率（中小企業事業：2.55%、国民生活事業：3.25%）＜令和8年4月現在（注）＞

- ➔ 以下の要件に該当する場合は、上記利率から0.4%を控除  
原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響または**中東**・ウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における**売上高**、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している場合

（注）貸付期間5年以内の標準的利率。実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる。

4/1より、赤字部分を追加し、  
金利引下げの対象要件拡充を実施